

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等における討議内容に基づき、IFRSをめぐるとの最新の動向を伝えることを目的としています。本稿では、IASBにおける動的リスク管理に関する最近の検討状況として、2018年9月以降に開催されたIASB会議における議論の概要を取り上げます。

IASBは、2017年11月から、動的リスク管理の会計基準の作成に向けた議論を再開しました。2017年11月および12月のIASBの議論については、「IFRSをめぐるとの動向 第103回 動的リスク管理（マクロヘッジ）」（[第3347号](#)）において説明しています。また、動的リスク管理における重要な中核的な論点については、2018年2月から議論が開始されました。2018年2月、3月および4月のIASBにおける議論については、「IFRSをめぐるとの動向 第105回 動的リスク管理の検討状況」（[第3360号](#)）において説明しています。さらに、2018年6月のIASBにおける議論については、「IFRSをめぐるとの動向 第108回 動的リスク管理の検討状況（その2）」（[第3371号](#)）において説明しています。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを予めお断りしておきます。

2. 背景

IASBは、動的リスク管理プロジェクトを2つのフェーズに分割し、動的リスク管理における重要な中核的な論点について第1フェーズで取り扱い、それ以外の論点については第2フェーズにおいて取り扱うと決定しています。

3. 2018年9月開催のIASB会議

IASBは、2018年9月開催のIASB会議において、以下の項目について審議を行い、暫定的な決定を行いました。

(1) 目標プロファイルの定義方法

IASB は、企業のリスク管理戦略に基づく目標プロファイルを一定の幅として定義可能かどうかを検討しました。検討の結果、目標プロファイルは、一定の幅ではなく、単一の結果として定義されるべきとする暫定的な決定を行いました。

(2) 不完全な一致の場合の取扱い

IASB は、指定デリバティブと資産プロファイルの組合せが目標プロファイルと一致しない、不完全な一致の場合の取扱いについて、以下の暫定的な決定を行いました。

(a) 不完全な一致の測定は、企業がリスク管理戦略を達成できなかった程度に関する情報を提供し、企業の将来の経済的資源への潜在的な影響を定量化する。

(b) 企業は、指定デリバティブとベンチマーク・デリバティブとの比較によって、目標プロファイルを達成できなかった程度である不完全な一致を継続的に測定すべきである。

企業は、新しい金融資産の取得または新しい金融負債の発行等のインプットの変更がなくとも、少なくとも報告日ごとに不完全な一致を測定する必要があります。

(c) オーバー・ヘッジの場合、企業は、指定デリバティブとベンチマーク・デリバティブとの公正価値変動の差額を不完全な一致として純損益計算書に表示すべきである。

この取扱いは、現行の IFRS 第 9 号「金融商品」（IFRS 第 9 号）と整合的であり、利用者に対して、企業のリスク管理活動が、当該企業の現在および将来の経済的資源に与える影響について、目的適合的な情報を提供するとされています。

(d) 動的リスク管理モデルにおいても、「低価」テストを維持すべきである。

「低価」テストとは、ヘッジの開始時からのヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額、またはヘッジの開始時からのヘッジ対象の公正価値（現在価値）の変動累計額のいずれか（絶対額で）低い方に、ヘッジ対象に関連した資本の独立の内訳項目を修正する取扱いです。この取扱いは、IFRS 第 9 号と整合的です。

結果として、アンダー・ヘッジの場合、不完全な一致は純損益計算書に認識されません。存在しない資産または負債であるベンチマーク・デリバティブに関する利得や損失を純損益として認識する取扱いは、概念フレームワークと整合しないためです。その結果、ベンチマーク・デリバティブの利得や損失に関する情報を伝達できないため、不完全な一致に関する開示が要求されるべきであるとされました。

(e) IASB は、不完全な一致の検証について、定量的な閾値（数値基準）によるテストを導入すべきではなく、最低レベルの一致を定量的分析で裏付けられた定性的な閾値という形で要求すべきである。

これにより、IFRS 第 9 号と同様の定量的な分析と定性的な検証により、動的リスク管理の適用に関する規律の強化が可能となります。

(3) リスク管理戦略の変更

IASB は、リスク管理戦略に変更があり、目標プロファイルが変更された際には、リスク管理戦略の変更前に定義されていた目標プロファイルの存続期間にわたって、その他の包括利益に認識されていた累積額を純損益に振り替えるべきであるとの暫定的な決定を行いました。この方法により、動的リスク管理の目的を変更せず、特定の会計の結果を達成するためにリスク管理戦略を変更する操作を排除できます。また、この取扱いは、2018 年 6 月の IASB 会議で暫定合意した業績に関する原則および中止のガイダンスと整合的であるとされています。

4. 2018 年 12 月開催の IASB 会議

IASB は、2018 年 12 月開催の IASB 会議において、IFRS 第 9 号における要件を踏まえた最低限の達成度の要求に関して、以下の項目について審議を行い、暫定的な決定を行いました。

(1) 経済的關係

一層の明確化を条件に、目標プロファイルと、資産プロファイルおよび指定デリバティブの組合せとの間に、経済的關係の存在が必要である。

この決定に関連し、定量的な閾値を定義しないという 2018 年 9 月開催の IASB 会議の暫定的決定が強調されました。

(2) ヘッジ比率

資産プロファイル、目標プロファイルおよび指定デリバティブの指定により、会計上の結果が動的リスク管理モデルの目的と不整合となる可能性のある不一致を生じさせるような不均衡を反映しない場合に、動的リスク管理モデルを適用できる。

なお、バランス再調整については、以下の (a) および (b) に示すとおり、過去の IASB 会議における暫定的な決定にすでに含まれており、動的リスク管理における追加の要件の設定は不要であるとされています。

(a) 資産または負債の変動による資産プロファイルあるいは目標プロファイルの更新やデリバティブの指定は、指定または指定の中止に該当せず、既存の関係の継続であるという 2018 年 2 月および 4 月開催の IASB 会議での暫定的な決定

(b) 企業は将来に関する検証を継続的に行わなければならないという 2018 年 9 月開催の IASB 会議での暫定的な決定

5. 2019 年 4 月開催の IASB 会議

IASB は、2019 年 4 月開催の IASB 会議において、以下の項目について審議を行い、暫定的な決定を行いました。

(1) 負の残高

IASB は、動的リスク管理モデルにおいて、企業が目標プロファイルの中で特定の種類の戦略を指定する対応を禁止すべきかどうかについて議論しました。具体的には、目標プロファイルの中で負の残高の存在を認めた場合、繰延べや組替え（純損益へのリサイクリング）が有用な情報を提供しなくなる可能性が懸念されました。よって、IASB は、目標プロファイルの中で負の残高の定義を認めるべきではないとする暫定的な決定を行いました。

(2) リスク管理戦略の変更

IASB は、次の点について暫定的な決定を行いました。

(a) リスク管理戦略の変更が頻繁である場合、企業は動的リスク管理モデルを将来に向かって中止すべきである。

(b) 企業のリスク管理戦略は、所定の対象期間で明確に文書化すべきである。リスク管理戦略が将来事象を条件として定義されている場合、その条件となる事象の発生を戦略の変更として扱うべきである。

(3) 表示

(a) 指定デリバティブの財務諸表における表示

動的リスク管理モデルにおける指定デリバティブを財務諸表においてどのように表示すべきかについて議論し、以下の取扱いについて暫定的に決定しました。

(i) 動的リスク管理モデルは、指定デリバティブについて、財政状態計算書本体における独立の行項目による表示を要求すべきではない。しかし、この情報は財務諸表注記において利用者に明確に伝えるべきである。

(ii) 動的リスク管理モデルは、指定デリバティブの公正価値の変動について、その他の包括利益における独立の行項目による表示を要求すべきではない。しかし、この情報は財務諸表注記において利用者に明確に伝えるべきである。

(b) 純損益計算書の表示

IASB は、純損益計算書の表示について、以下の暫定的な決定を行いました。

(i) 指定デリバティブの一致部分は、金利収益および金利費用に関連する旨を明確にする方法で伝達すべきである。よって、純損益計算書本体における独立の行項目として表示すべきである。

(ii) 指定デリバティブの不一致部分は、金利収益、金利費用および一致部分とは関連していない旨を明確にする方法で伝えるべきである。

(iii) 動的リスク管理モデルは、指定デリバティブの不一致部分について、純損益計算書本体における独立の行項目による表示を要求すべきではない。しかし、財務諸表注記において、不一致部分が表示されている純損益における行項目を明示すべきである。

6. 2019年7月開催のIASB会議

IASB は、2019年7月のIASB会議において、以下の項目について審議を行い、暫定的な決定を行いました。

(1) 動的リスク管理モデルの適用上の簡素化

IASB は、動的リスク管理モデルの簡素化を検討しました。具体的には、時の経過とともにデリバティブのポートフォリオとなるベンチマーク・デリバティブについて、満期日、支払日および基準金利が同一である場合に、集約できる取扱いについて検討しました。審議の結果、この簡素化の取扱いが暫定的に決定されました。

(2) 強制適用または任意適用

IASB は、動的リスク管理モデルの適用は、強制ではなく、任意とする暫定的な決定を行いました。

(3) 開示

IASB は、開示の重要な領域として、利用者による以下の項目の実施について支援すべきであるとの暫定的な決定を行いました。

- (a) 企業のリスク管理戦略の理解および評価
- (b) 経営者が当該戦略を達成する能力の評価
- (c) 現在および将来の経済的資源に対する影響の理解
- (d) モデルの適用による企業の財務諸表に対する影響の理解

7. 2019 年 10 月開催の ASAF（会計基準アドバイザー・フォーラム）会議

2019 年 10 月開催の ASAF 会議において、動的リスク管理の中核的な論点に関する説明が IASB スタッフにより行われ、アウトリーチの方法に関する意見交換が行われました。ASAF 会議は、IASB に技術的な助言を行う目的で設置され、主要な各国の会計基準設定主体や地域グループによる 12 のメンバーから構成されています。

ASAF 会議の参加者からの主なコメントの概要は、以下のとおりです。

- ・多様な金利リスク管理の実務が行われているため、最終的には、これらの金利リスク管理の実務にも対応できる動的リスク管理モデルを開発すべきである。
- ・単純な IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」との比較の実施のみではなく、EU カーブ・アウト後の IAS 第 39 号との比較分析も実施すべきである。
- ・アウトリーチでは、会計だけでなくリスク管理の専門家からの意見聴取も重要である。当初は、中核的なモデルの主要な使用者となる銀行を対象とすべきである。
- ・ヘッジ会計は資本に影響するため、銀行監督当局の関与が重要である。
- ・アウトリーチは必要であり、特に実行可能性について意見を聴取すべきである。

- ・アウトリーチでは、まずは作成者としての銀行を対象とし、その後その他の作成者や利用者に対象を拡大していく対応を提案する。

- ・保険会社など、問題解決を望んでいる業種が多くある。

- ・銀行と保険会社では資産および負債の満期までの構成が異なり、銀行は資産が長期であるが、負債は短期であり、保険会社はこの逆である。よって、アウトリーチを別に行う必要がある。

- ・コモディティに対して動的リスク管理を実施している製造業の企業があるため、アウトリーチの対象をこれらの企業を含むように拡大して欲しい。

- ・鉱業および製造業の企業においては、外国為替のエクスポージャーが支配的であるため、これらの企業に対してもアウトリーチの実施を提案する。

- ・銀行がリスク管理上で何を実施しているかを理解する必要がある。

- ・企業のリスク管理戦略に基づいて実施されている管理上の活動は、今後も実施可能である必要がある。

発言の傾向としては、現時点において、保険会社や製造業や鉱業についてアウトリーチの参加へ主張が見られました。これに加え、金利だけではなく、コモディティ価格や為替レートなど対象について広げてほしい旨の発言があった点が注目されます。

しかし、IASBからは、中核的なモデルは、銀行の金利リスク管理を対象に開発されたモデルであり、保険業の金利リスクや製造業等のその他のリスクを対象としていないとの説明がなされました。このため、現時点のアウトリーチの対象は、銀行に限定され、銀行以外の企業はその後の段階で実施されるとの説明がなされました。

8. 2019年10月開催のIASB会議

IASBは、2019年10月開催のIASB会議において、利害関係者に対する中核的なモデルに関するアウトリーチの実施について議論しました。プロジェクトの最終目的とIASBの段階的アプローチに照らし、動的リスク管理についての会計モデルの開発のために、アウトリーチの目的が以下のように提案されました。

(a) 実行可能性 (viability) と運用可能性 (operability) についての予備評価の実施

(b) このモデルは、企業が財務諸表におけるリスク管理戦略および活動をよりよく反映できるかについての判断

(c) 再検討が必要なコア・モデルの特定の領域、またはプロジェクトの次の段階での改善の識別

アウトリーチ主要な目的は、コア・モデルの開発によるメリットがあるかどうか、および金融機関が自らのリスク管理活動をより適切に財務諸表に反映できるかどうかについての判断する点にあるとしています。このため、スタッフは、今回のアウトリーチは、動的なリスク管理戦略を用いて金利リスクを管理している銀行を中心とする金融機関のみに焦点を当てると提案しました。しかし、この取扱いは、動的リスク管理モデルが完成した後は、銀行のみに適用されるという取扱いを意味する主旨ではないとも説明されました。

さらに、スタッフからアウトリーチについて、以下の日程が提案されました。

目標	予定される時期
アウトリーチの参加者の決定	2019年12月
アウトリーチの実施	2020年1月から4月
IASB 会議への報告	2020年6月

IASB は、アウトリーチの実施後に、次のフェーズの進め方について検討する予定です。